

最高裁秘書第1630号

令和4年6月2日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

3月29日付け（4月1日受付、第040004号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「令和4年度の級別定数の改定について」と題する文書（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

令和4年度の級別定数の改定について

- 1 令和4年度における裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第8条に規定する職務の級の定数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。
- 2 この決定は、令和4年4月1日から適用する。

最 高 裁 判 所

(別表第1)

令和4年度 級別定数表 (最高裁判所)

職名	行政職俸給表(一)										計
	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
課長	(3) 7	(13) 20	(9) 20								(25) 47
審査官				16							16
裁判所調査官		3	(4) 6	(11) 11							(15) 20
首席書記官		2									2
書記官			3	2	36						41
調査員								39			39
技術員		1	2	3	17	14	10	9	9	4	69
最高裁判所図書館長			1								1
最高裁判所図書館副館長			1								1
同課長			1	1							2
研修所教官		(7) 8	(2) 5	(5) 6	21						(14) 40
同事務局長	(1) 1										(1) 1
同事務局次長		2									2
同課長			3	6							9
課長補佐				1	93	3					97
係長							198	4			202
主任								177			177
専門職				2	20	105	15	5			147
一般職員									3	4	7
計	(4) 8	(20) 36	(15) 42	(16) 48	187	122	223	234	12	8	(55) 920

職名	行政職俸給表(二)					
	5級	4級	3級	2級	1級	計
技能労務職員	12	26	20			58

職名	医療職俸給表(二)			
	4級	3級	2級	計
栄養士	1	1	1	3

職名	医療職俸給表(三)			
	4級	3級	2級	計
看護師長	1	2		3
看護師			3	3
計	1	2	3	6

(注1) この表に定める級別定数は、年度末の人員を記載している。

(注2) ()の数字は、判事(補)をもって充てることができる人員で内数である。

(注3) この表において「職名」とは、一般会計予算参照書における予算定員及び俸給額表上の職名をいう。

(注4) この表に定める級別定数には、次に掲げる職員に係る定数は含まれない。

- ① 休職中の職員(裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号。以下「臨措法」という。)において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第108条の6第1項ただし書に規定する許可を受けた職員を含む。)
- ② 臨措法において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第3条の規定により育児休業をしている職員
- ③ 臨措法において準用する国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号)第2条第5項に規定する自己啓発等休業をしている職員
- ④ 臨措法において準用する国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成25年法律第78号)第2条第4項に規定する配偶者同行休業をしている職員

(別表第2)

令和4年度 級別定数表 (下級裁判所)

職名	行政職俸給表(一)										
	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
事務局 長	15	36	46	2							99
事務局 次長			12	98	6						116
課 長			23	4	544	39					610
課 長 補 佐					54	286	6				346
係 長							1,100	204			1,304
主 任								1,901	391		2,292
検察審査会事務局 長				11	72	82					165
検察審査会事務局 課長					22						22
同 係 長							8	138			146
裁判所 調査官		2	7	12							21
首席書記官	9	47	75	46							177
次席書記官			28	133	7						168
主任書記官				44	923	1,397					2,364
書記官						1,218	3,359	1,687	857		7,121
首席家庭裁判所調査官	2	22	16	3							43
次席家庭裁判所調査官			15	67							82
主任家庭裁判所調査官				47	407						454
家庭裁判所調査官					8	371	297	191	36		903
家庭裁判所調査官補									109		109
主任速記官					86	40					126
速記官						13	66				79
技術員					9	7	10	9			35
専門職				8	40	457	184	394			1,083
法廷警備員								40	29	31	100
一般職員									702	1,636	2,338
計	26	107	222	475	2,178	3,910	5,030	4,564	2,124	1,667	20,303

職名	行政職俸給表(二)					
	5級	4級	3級	2級	1級	計
技能労務職員	21	97	171	7	7	303

職名	医療職俸給表(一)			
	4級	3級	2級	計
医師	2	28	20	50

職名	医療職俸給表(三)		
	3級	2級	計
看護師長	41		41
看護師		24	24
計	41	24	65

(注1) この表に定める級別定数は、年度末の人員を記載している。

(注2) この表において「職名」とは、一般会計予算参照書における予算定員及び俸給額表上の職名をいう。

(注3) この表に定める級別定数には、次に掲げる職員に係る定数は含まれない。

- ① 休職中の職員（裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号。以下「臨措法」という。）において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第108条の6第1項ただし書に規定する許可を受けた職員を含む。）
- ② 臨措法において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条の規定により育児休業をしている職員
- ③ 臨措法において準用する国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）第2条第5項に規定する自己啓発等休業をしている職員
- ④ 臨措法において準用する国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第2条第4項に規定する配偶者同行休業をしている職員